

# 水とみどりの「美の里」プラン21と景観法の制定について

Towards the creation of attractive and unique rural villages in Japan:  
'Scenic Rural Village PLAN 21' and the Landscape Law

雑賀 幸哉

Yukiya SAIKA

## 1. はじめに

近年、豊かな自然や美しい景観といった農山漁村固有の魅力が再認識されるとともに、UJターン、田舎暮らし等のニーズが高まっている。一方、農山漁村においては、過疎化・高齢化の進展等により、地域のコミュニティ機能が低下し、農地・森林や水の管理上の問題が生じているほか、廃棄物の不法投棄等による良好な景観形成への支障が生じるなどの問題が顕在化してきた。

このため、農林水産省では、個性ある魅力的な農山漁村づくりに当たっての今後の施策の展開方向を示した「水とみどりの『美の里』プラン21」を昨年9月に公表した。

また、現在、国会においては、農山漁村等における良好な景観の形成を進めるための「景観法」の審議が行われているところであるので、これらについて紹介する。

## 2. 農村景観形成への取組状況と「水とみどりの『美の里』プラン21」の公表

農村景観は都市景観と違い、農林業の営みによって支えられ、地域独自の2次的な自然、生態系が形成されている点が特徴である。農林業の維持や土地利用の重要性については、これまで様々な取組がなされてきたところであるが、農村景観の現状をみると、集落内の家並みや公共施設等の建築物のデザインや色調の調和という部分への取組が欠けていたのではないかと。

家並みの様式美、建築物のデザインや色調の調和については、都市計画区域中では、風致地区、美観地区や地区計画制度など様々な規制手法により景観形成に向けた政策誘導が可能であるが、都市計画区域外の農村等では規制的な手法は限定されている。また、建築基準法に基づく建築協定制度は、同制度は関係者の全員同意が必要となっており、既存集落での適用は困難である。

このように、純農村部で開発圧力が小さいような既存集落については、法制度に基づく規制は困難なことから、市町村で独自の自主条例により景観保全に対する規制措置を導入する事例が増えている。特に、平成に入って急速に増えており、平成14年度までに全国で445の自治体で景観条例が制定されている。

これらの景観条例をタイプ別に分類してみると、町村部では美しい村づくりに向けた自治体の理念・方針を定めて、地域住民の協力を求め、建築等の行為について事前の届け出義務を課さないタイプ（理念型）が1/4を占めている。建築等の行為を事前届出制としても、指導、勧告等に従わない場合に氏名の公表等の制裁措置を規定しているものは少なく、大半は届出、指導に止まっており、市町村独自の自主条例に基づく取組みの限界を示している。

このような現状や多分野に渡る学識者の意見を踏まえ、農林水産省では、今後の農山漁村の景観形成に向けた総合的な政策パッケージを取りまとめ、農林水産関連事業における景観配慮の原則化、農山漁村の景観形成のための具体的数値目標を掲げた取組の推進、地域における景観の点検の実施、農村景観の観点からの法的規制の検証などを盛り込んだ「水とみどりの『美の里』プラン21」を平成15年9月に公表した(図-1)。

### 3. 景観法の制定に向けて

また、このような動きを後押しするものとして、現在、景観法案が国会に提出されているところである(図-2)。

同法案では、基本理念とともに国民、事業者、行政の責務を明確化させ、実効性のある措置として、市町村長等が景観形成を図るべき地域として、区域を定めて景観計画を策定できる。景観計画の区域の中では、建築物の建築等について届出・勧告を基本とする規制誘導措置をとることができるほか、景観重要構造物を指定して、その保全を規制できることとされている。また、河川や道路などの公共施設についても、景観上重要なものについては、景観重要公共施設として、景観に配慮した整備を推進することとしている。

農業面からは、農業振興地域内にある景観計画の区域の中では、景観法に基づき景観農業振興地域整備計画を策定できることとし、その中では、景観と調和のとれた農業的土地利用や農業生産基盤の整備を誘導することとしている。

このような取組については、行政のみで推進することは、困難なことから地域住民や関係団体が参加して景観協議会を設けることとしている他、景観形成に関わる活動を行うNPOや公益法人を景観整備機構として指定し、景観重要構造物の管理や耕作放棄地等の活用を図ることができることとしている。

本法により、これまでの都市計画区域を中心とした景観規制から、農村部を含めた国土全体の景観形成に関する法的な措置ができることとなる。特に農村部では、土地利用の観点からの景観形成が重要であることから、景観農振整備計画により景観と調和した土地利用を促すとともに、農村部の建築物についても都市計画的な規制手法の導入が可能となり、総合的な景観形成手法が整うこととなる。

